

平成27年11月定例教育委員会会議録

- 日 時 平成27年11月18日(水) 午後3時～4時7分
○場 所 櫛引庁舎・教育委員室
○出席委員 1番 毛呂 光一(委員長職務代理者)
2番 難波 信昭(教育長)
4番 佐藤 清美
5番 田中 芳昭(委員長)
○欠席委員 3番 佐竹 美津子

出席議事説明職員氏名

教育部長	小細澤 充	管理課長	石 塚 健
学区再編対策室長	本 間 明	学校教育課長	中 野 洋
学校教育課指導主幹	成 澤 和 則	社会教育課長	佐 藤 正 哉
社会教育課文化主幹	岡 部 信 宏	中央公民館長	太 田 ア イ
藤沢周平記念館長	鈴 木 晃	スポーツ課長	小 杉 良 則
図書館長	佐 藤 巖	学校給食センター所長	太 田 功

出席事務局職員氏名 管理課庶務主査 鶴見美由紀

会議次第

1. 開会
2. 市民憲章唱和
3. 会議録署名委員の指名
4. 議事
日程第1 議第30号 平成27年度教育費補正予算(12月)の見積について
日程第2 議第31号 鶴岡市スクールバスの運行管理に関する規則の一部改正について
日程第3 議第32号 鶴岡市学校適正配置基本計画(第二期)の策定について
日程第4 議第33号 鶴岡市立小中学校処務規程の一部改正について
日程第5 議第34号 指定管理者の指定について(山五十川古典芸能収蔵館)
日程第6 議第35号 鶴岡市丸岡城跡史跡公園設置及び管理条例の制定について
5. 報告事項
(1) 鶴岡市温海ふれあいセンター指定管理者について
(2) 鶴岡市文化会館管理運営実施計画(案)に対する意見公募について
(3) その他
6. 閉会

開 会（午後 3 時）

委員長 本日の会議に 3 番委員は欠席であるが、定足数に達しているので、ただ今から 1 1 月の定例教育委員会を開会する。（開会にあたり、1 1 月 1 2 日付委員長再任にあたっての挨拶がなされた）

最初に市民憲章唱和を行う。（学校教育課指導主幹が先唱し、市民憲章唱和）

会議録署名委員は、1 番委員にお願いする。

委員長 それでは議事に入る。議第 3 0 号平成 2 7 年度教育費補正予算（1 2 月）の見積について説明をお願いする。

管理課長 議第 3 0 号平成 2 7 年 1 2 月の教育費補正予算の見積についてご説明申し上げます。議案に添付している別紙資料をご覧ください。歳出であるが、今回の補正は 3 件である。1 件目、1 0 款 2 項 3 目学校建設費の小学校耐震補強事業については、学校施設の非構造部材に係る耐震補強として、災害時に避難所となる体育館の天井が地震により落下の危険が高いことから、その天井の撤去、あるいは、照明設備の LED 化を今年度より始めているが、2 年目となる来年度の工事について、その設計業務を前倒しして今年度を実施するものである。この工事の期間中は体育館が使用できなくなるので、夏休みを含めた工期日程を組む上で、早期の事業着手が必要となるものである。対象校としては、朝暘第二小、上郷小、西郷小、羽黒第二小の 4 校であり、それに係る設計委託料 1, 063 万 1 千円の計上である。なお、国からの補助交付の内定は受けているものである。

続いて 2 件目、1 0 款 3 項 2 目教育振興費中学校教科書整備事業であるが、教科書改訂に伴う教師用の教科書、指導書及び指導資料の購入費 4, 000 万円の追加計上である。

次の 3 件目、1 0 款 3 項 3 目学校建設費中学校耐震補強事業は、1 件目と同様であり、豊浦中学校の体育館の天井材撤去等に係る工事の設計費 247 万円の計上である。この 2 件の耐震補強に対する国からの補助金収入として、歳入の表に記載の通り計上するものである。

続いて債務負担行為の追加であるが、1 件目、小学校通学対策スクールバス運行管理委託契約は、学校統合により来年度からバス通学となる羽黒第四小、大綱小、五十川小、山戸小、福栄小の区域に係る分の委託契約であり、新規の委託契約であることから本年度中より契約手続きを進めさせていただきたく、総契約額の 2, 690 万円を限度額として計上さ

せていただくものである。

次の中学校通学対策スクールバス運行管理委託契約は、櫛引地域のバスに係る分であり、櫛引地域は他地域と違い住民バスとしても利用していることから、契約の始期が年度当初の4月1日となり、年度中に契約手続きを進めさせていただきたいことから、限度額800万円での債務負担行為の設定をお願いするものである。

委員長
各委員
委員長

質問、意見はないか。なければ異議なしとして可決してよろしいか。

はい。

異議なしとして、議第30号は可決された。次に議第31号鶴岡市スクールバスの運行管理に関する規則の一部改正について、説明をお願いする。

管理課長

議第31号鶴岡市スクールバスの運行管理に関する規則の一部改正について、ご説明申し上げます。

このたびの改正は表の中の冬期のバス運行に係る3路線の変更及び追加である。

大泉小学校については、これまで中清水集落の児童を対象とし、1年生に限るという変則的な取扱いとしていたが、このたび全学年の対象化を求める地元要望があり、事務局としても高速道の開通など通学路における交通環境の変化を勘案し、要望の通り全学年が対象となるように今回改めさせていただくものである。

続いて2件目は追加の部分である。鶴岡第二中学校の所である。栄地区及び京田地区において、表に記載の集落を新たに対象に加えるものである。こちらの地区に関しては、これまで保護者の方々が自主的にバスを借上げ送迎を行っており、それに市は補助をする形であったが、今年度から他地区と同様に市によるバスの運行に切り替えるものである。

3件目の追加となる豊浦中学校の分は、これまで路線バスを利用して通学していたものを、今年度から市がバスを借上げて運行する形に変えさせていただくものである。一部、路線バスのダイヤと合う時間については、引き続き路線バスを利用して通学してもらう形態となっている。実際このバスの借上げは昨年度より行っていたものであるが、路線バスの利用とスクールバスの運行が混在する特殊な形態であることから、昨年度は規則の改正は見合わせていたところであるが、部分的な運行であっても、本来的には規則に規定するべきと判断し、今回改めて提案申し上げるものである。

以上の内容により、規則改正の条文としては、別表第1号をただ今申し上げます内容で改正するものである。そして、附則にあるように、この

施行期日は、公布の日からとするものである。掲載

委員長 　ただ今の説明に、質問はないか。なければ意見はないか。異議がないようなので、可決ということによろしいか。

各委員 　はい。

委員長 　それでは、議第31号は異議なしとして可決された。次に、議第32号鶴岡市学校適正配置基本計画（第二期）の策定について説明をお願いします。

学区再編対策室長 　ただ今上程された議第32号鶴岡市学校適正配置基本計画（第二期）の策定について、提案理由とその概要についてご説明申し上げます。

本市においては、平成23年5月に鶴岡市学校適正配置基本計画を策定し、望ましい学校規模の実現を図るための取り組みを進めてきた。このなかで、平成28年度までに複式学級の編成が見込まれる14の小学校を検討対象校と位置づけ、当該小学校区の住民や保護者等などが学校統合に関する検討を行った結果、14校のうち11校の統合が完了もしくは決定し、残る3校が今次計画での統合を見送っている。

また、今後新たに複式学級が編成される学校が生じることが想定され、その場合に対する統合の考え方を予め整理しておく必要がある。今後とも、児童数の減少が見込まれていることや、複式学級の解消は喫緊の課題であることから、有識者懇談会での意見等を踏まえ、教育委員会として第二期の学校適正配置基本計画を策定するものである。

（第二期計画の概要について別紙「鶴岡市学校適正配置基本計画（第二期）（案）」により、説明がなされた）

委員長 　ただいまの説明について、質問はないか。

4番委員 　この計画の（案）が取れた後は、広報とかに載せる文面と考えてよいのか。

学区再編対策室長 　承認いただきましたならば、明日以降市のホームページに計画を掲載し、報道各社の方には、求めに応じて計画を提供したいと考えており、説明会等においてもそのまま提示したいと考えている。

4番委員 　1ページの中程に「また複式が解消されない状況もいまだ残っています。」という文面は入れた方が良いのか。

学区再編対策室長 　この部分については、第二期計画の大きな柱である未統合3校を想定し入れている。

4番委員 　第一期から第二期に引き続き、同じ状況での統廃合の検討なので分っているのだが、ただ、複式学級がいかにも悪いような文面に捉えてしま

うのだが。

それから、平成30年までにこの3校全ての統合が完了するとのことであったが、地元への丁寧な説明はこれからされると思うが、最後の最後までもめた場合であっても、平成30年までに絶対統合するということは記載されているのか。

学区再編対策室長

「平成30年4月までに統合します。」という表現であるが、先ほども申した通り、2年間の準備期間を経て平成30年4月には統合を完了するというので、これを期限と考えている。「絶対」というような表現はここには盛り込んでいないが、5年間の検討期間を経て、更に2年間ということで7年間の検討期間、準備期間があるわけであり、統合を迎えるには十分な期間と考えている。

そして、地元への説明ということであるが、前回は地元合意ということ的前提にして進めてきたが、今次計画はこれまで5年間の周知期間があり、一定の議論の深まりがあったと考えており、更には、既に第一期計画で統合を完了している学校もある。

これまで反対の意見に「学校が地域の拠点である」というような考え方があるのは十分理解しているが、学校施設は一義的には教育施設であると考えており、本来の目的が達成しえない状況になった場合は、二次的なものよりも優先して検討すべきではないかという考えを何とかご理解いただき、この2年間で統合を完了したいと思っている。

4番委員

説明会のなかで、もし、地元の一部が反対したとしても、どうせ統合になるのだろうという意見が出たら、「そうです」と言い切る説明になるのか。

学区再編対策室長

地元の合意は決定プロセスとして要しないという考え方でおり、大勢において統合に理解をいただけるという状況が生み出せることを一つの目的として、説明を進めたいと思っている。

これまで統合にならなかった3地域については、アンケートの結果などからも、統合は理解しているが時期的な問題として第一期では時期尚早なのではないか、あるいは、今期は見送りたいというような心情的な理由により第一期は見送りとなったというのが2地域該当すると思うので、一定の目途は立つかと思う。2年間という期限のなかで決定をし、教育委員会としての意思を明確にしながら進めていきたい。

4 番委員

今の説明から、この3校に関しては、基本計画のなかにもう少し強い意思を入れた方がよいのではないかと、また、複式学級が悪いような文面はどうかと思った。

それから質問であるが、第二期で新たに検討対象となる学校が出てくると思うが、これについての検討は、来年28年の5月で名前が挙がった段階で、5年のうちに統廃合しないといけないということか。

学区再編対策室長

最初に複式学級の是非についてということであるが、複式学級のメリットも当然あるわけであり、小規模校でアットホームな雰囲気の中、十分な意思疎通の中かで教育が行われるというのがメリットであるが、教育委員会での第一期計画からの流れとして、複式学級という極小規模校という基準に達した小規模校については、やはりメリットよりはデメリットの方が上回るという考え方で、複式学級が悪者というものではないが、統合の一つの基準であるという考え方からこのような表現になったものである。

次に、第二期計画のなかで、もう少し強い文言を盛り込んだらどうかということであるが、この文章のなかにもそのような意味を込めたつもりである。説明のなかで当然そのような質問があろうかと思うが、第一期計画のなかで十分説明をしてきたなかで、7年間という期間のなかで最終的には統合をしていただくことで説明をし、合意というよりは理解を得ていきたいということである。

次に、新規の検討についてであるが、5ヶ年複式学級という状況が継続し、その後6年目以降も複式学級が解消されないという見極めがついた学校ということであるので、まずは来年5月1日の児童数の状況によって、その後6年目までわかるので、その時点で検討を開始するものである。

4 番委員

検討を開始するのであって、その後の5年のうちに絶対統廃合するというわけではないということか。

学区再編対策室長

新しい学校の進め方については、第一期と同様な考え方である。

4 番委員

まずは、住民の意見をということですね。

学区再編対策室長

はい。

委員長

他に質問はないか。

4 番委員

直接関係ないのだが、今の子ども達は保育園児の時からスクールバス

に乗っていて、鶴岡市においても肥満傾向にあるというデータが出ている。学校教育課、社会教育課、スポーツ課その他教育委員会での取り組みになるのかと思うが、これから更にスクールバスが市全体になればなるほど問題になってくると思う。先日温海中学校に行ってきたのだが、女の子たちは体格が大きい。一概にスクールバスが理由とは言えないが、結構関係していると思うので、その対策も考えていただきたいと前々から思っていたので、是非よろしく願います。

学校教育課長

小さい時に歩くことが健康の面でも大切なことは十分わかっているが、スクールバスは統廃合の条件の一つになってきていると思うし、統合校も含めたスクールバス利用における健全な育ちについて、少し考えさせていただきたい。

委員長

他に意見はないか。それでは、議第32号鶴岡市学校適正配置基本計画（第二期）の策定について可決してよろしいか。

各委員

異議なし。

委員長

異議なしとして、議第32号は可決された。次に議第33号鶴岡市立小中学校処務規程の一部改正について説明をお願いします。

学校教育課
指導主幹

議第33号鶴岡市立小中学校処務規程の一部改正について、ご説明申し上げます。このたびの本規程の一部改正は、所属長に届け出なければならない私事旅行の基準について、市の職員規程と同様にするために改正を行うものである。

私事旅行については、第22条に規定されているが、今回の改正は「職員は」の次に、「7日以上（外国旅行の場合は、日数にかかわらず）の」を加えるものである。具体的な内容と理由は、これまでは私事旅行すべてについて所属長に届け出ることになっており、その事務作業が煩雑になっていた。また、現在は携帯電話が普及し、緊急時に容易に連絡がとることができるようになっていることから、今回、外国旅行と7日以上の国内の私事旅行の場合のみ、届け出ることにしたものである。

この外国旅行と7日以上の国内旅行という基準は、鶴岡市職員服務規程第24条に規定されている届け出なければならない私事旅行の基準に合わせたものである。

委員長

ただ今の説明について、質問、意見はないか。ご異議ないようなので、可決してよろしいか。

各委員

異議なし。

委員長

異議なしとして、議第33号は可決された。続いて議第34号指定管理者の指定について説明をお願いする。

社会教育課
文化主幹

山五十川古典芸能収蔵館については、行財政改革大綱実施計画において平成28年度から民間譲渡することとしていたが、前回の指定管理者の指定の際には譲渡予定時期に合わせ、指定管理期間を平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間としたところである。

古典芸能収蔵館の民間譲渡に係る経過について申し上げますと、行財政改革大綱実施計画における山五十川地区内の民間譲渡の対象施設は、収蔵館のほかに「山五十川多目的研修集会施設」、現在の山五十川地区公民館も対象となっていたので、収蔵館と公民館の2施設を地元へ譲渡するべくこれまで協議を進めてまいった。

公民館については、行革大綱実施計画に基づき予定通り平成26年度に自治会へ譲渡されたところであるが、収蔵館については、計画では平成28年度に自治会への譲渡が予定されている。このように短期間で2つの施設が自治会所有となることから、慎重に検討してきたところである。譲渡から1年半が経過し、自治会による公民館の管理運営についてはある程度目途が立ったものと思われるが、収蔵館の譲渡については、自治会の役員改選に伴い組織体制が変わったことなどから、地元住民の合意形成にはもう少し時間が必要であるといった状況にある。現在、教育委員会と温海庁舎が協力しながら、早期の譲渡に向け、地元との協議を進めているものの、先に述べた通り目標年度での譲渡は極めて難しいものと考えている。

以上のことから、譲渡までの間、引き続き、現指定管理者である山五十川自治会を指定管理者として指定するよう、市議会に提案方を市長に依頼するものである。

(選定の理由、選定の経緯について説明がなされた)

なお、指定の期間については、平成29年度の民間譲渡を目指し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間とするものである。

委員長

ただ今の議第34号の説明について、質問、意見はないか。ないようなので可決してよろしいか。

各委員

異議なし。

委員長

異議なしとして、議第34号は可決された。次に、議第35号鶴岡市丸岡城跡史跡公園設置及び管理条例の制定について説明をお願いする。

社会教育課
文化主幹

議第35号鶴岡市丸岡城跡史跡公園設置及び管理条例の制定について、ご説明申し上げます。本案件の対象は、県指定史跡の「丸岡城跡」と現在ガイダンス施設として整備中の市指定文化財の「日向家住宅」を含む敷地面積約18,000㎡の「鶴岡市丸岡城跡史跡公園」である。史跡公園の位置は、資料の1枚目の位置図にある通り、金峰街道から青龍寺、寿集落を通過して、国道112号に抜ける道路の南側の丸岡集落内にある。この場所は、戦国初期、押切備前守築城の丸岡城跡と伝えられており、寛永9年(1632年)に改易となった熊本54万石の藩主加藤忠廣公を庄内藩が預かり、ここに幽居の館を建て、忠廣公及びその家臣が居住した場所である。

昭和38年(1月22日)には、その歴史的価値から隣接の天澤寺内にある加藤清正公の墓碑とともに、史跡名称「丸岡城跡及び加藤清正墓碑」として山形県の史跡指定となった。城跡には北と西に土塁と濠の痕跡があり、東の大手門跡のほか古井戸なども残っていたため、平成18年度から堀や水路、土塁などの復元整備を行い、平成22年度からは史跡公園として供用を始めている。

また、市指定文化財「日向家住宅」は、文久2年(1862年)建築の木造平屋建て、寄棟造で、下級武士の武家住宅の遺構として平成8年に市指定文化財となっている。指定後、所有者からの寄贈を受け、解体調査を行ったうえで部材を保管してきたものである。

日向家住宅の史跡公園内への整備については、地元との協議のなかで、ガイダンス施設自体が文化財であることで、史跡公園全体の魅力の向上につながるなどから、復元整備しガイダンス施設として活用することになったものである。

このガイダンス施設の整備により、史跡公園としての整備も完了することから、「鶴岡市丸岡城跡史跡公園設置及び管理条例」の制定について、市議会に提案方を市長に依頼するものである。

(設置及び管理条例の内容について、別紙により説明がなされた)

委員長

ただ今説明いただいた議第35号について質問、意見はないか。ご異

議ないようなので、可決してよろしいか。

各委員

異議なし。

委員長

異議なしとして、議第35号は可決された。これで、議事は終わりである。続いて報告事項に入る。最初に鶴岡市温海ふれあいセンター指定管理者について、報告をお願いします。

社会教育課長

市議会12月定例会で市長が提案する案件として、教育委員会の補助執行施設である鶴岡市温海ふれあいセンターの指定管理者の指定について、温海生涯学習振興会を指定しようとするものである。鶴岡市温海ふれあいセンターは施設の管理運営を地域の団体が行うことにより、地域活動がより活発となり、施設の利用も増大することが期待できることから、指定管理者による管理運営に移行するため、去る9月の市議会定例会において当センター設置及び管理条例に係る所要の改正を議決いただいたところである。

(選定の理由、選定の経緯について説明がなされた)

なお、指定期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間とするものである。

委員長

ただ今の報告に質問、意見はないか。ないようなので、次に鶴岡市文化会館管理運営実施計画(案)に対する意見公募について、報告をお願いします。

社会教育課
文化主幹

鶴岡市文化会館管理運営実施計画(案)に対する意見公募、いわゆるパブリックコメントを今月11月9日から27日までの3週間、市のホームページや各庁舎等で閲覧を行っており、是非ご覧になっていただくようお願い申し上げます。

なお、今後の計画策定の予定であるが、意見公募期間終了後、市民から頂いた意見をまとめ、必要に応じて計画の修正等を行い、市長決裁を経て市としての実施計画となり、年内での策定を考えている。

委員長

報告事項で他にあるか。

社会教育課
文化主幹

善宝寺の登録有形文化財(建造物)の登録についてということで、資料を付けさせていただいているが、去る7月17日開催の国の文化審議会において、建造物に係る「登録有形文化財の登録」について、文部科学大臣に答申されておったが、昨日11月17日付けの官報に告示され、善宝寺の龍王殿、五百羅漢堂、龍華庵、五重塔、山門、総門の6棟の建

造物が正式に国の登録有形文化財となった。

登録となった建造物は、資料の裏面の写真のとおりである。これらの建造物は、善宝寺が行った建造物の調査報告書を受け、文化庁の担当調査官が現地調査を実施し、その結果、歴史ある寺院の信仰の形態を表す歴史的建造物であると評価され、このたびの登録となったものである。今後、所有者に登録証や登録プレートが交付されることとなる。

7月の定例教育委員会でもご報告させていただいたように、国の登録文化財制度は、歴史的建造物を幅広く後世に継承していくため、国及び地方公共団体の文化財指定制度を補完する制度として、平成8年に文化財保護法に規定された制度である。この制度では、50年以上経過した建造物の内、一定の評価を得たものを文化財として登録し、緩やかな規制の下で保存していただくとともに、その活用を促してまちづくりや観光などに積極的に活用されることが期待されているものである。善宝寺は、本市観光においても重要な構成要素の一つであるので、このたび登録が善宝寺はもちろんのこと、本市においても大変意義のあるものであると考えており、今後、市内外からより多くの方が訪れていただけるものと期待しているところである。

委員長

ただ今の説明に質問、意見はないか。

2番委員

善宝寺が国の登録有形文化財となった訳であるが、以前、善宝寺の他、羽黒山、湯殿山の国宝、重要文化財にも液体がかけられたということがあったが、その後、液体の処理について分るところを教えていただきたい。

社会教育課
文化主幹

これまで善宝寺、出羽三山神社には東京文化財研究所の研究員が来られている。善法寺には芸術工科大学の担当の先生などの専門家も調査に来られている。成分については、植物性の油性の液体であろうということや、そのしみ抜きの方法も具体的に提示されている。両先生からは、シミを取らないことで木材が劣化するようなことはないと言われていた。出羽三山の五重塔については古い建物であるので、染み込んで見えなくなってきた。ただ、善宝寺の場合は、比較的新しい建物なので、表面に残っているような状態である。善宝寺側としては、特に手をかけてシミ抜きはしないという方向であることを確認している。

どちらの施設についても、巡回の強化等を行っておられるので、今後

監視カメラを付けたい等の話があれば補助制度なりを紹介しながら、適切な対応をしていきたいと考えている。

委員長

よろしいか。他になければ、これをもって11月の定例教育委員会を終了とする。

閉 会 (午後4時7分)